

「石油コンビナート等防災体制検討会（第2回）」
議事要旨

1 開催日時

平成25年11月5日（火） 14時00分から16時00分

2 開催場所

東京都千代田区九段南2丁目1番5号
三番町共用会議所 本館2階 大会議室

3 出席者

小林座長、石井委員、市川委員、岩岡委員、緒方委員、加藤委員、佐藤（康）委員、
高橋委員、塚目委員、土井委員、森委員、吉田（一）委員、
平氏（阿部委員代理）、松尾氏（伊藤委員代理）、江澤氏（吉田（篤）委員代理）
*佐藤（慎）座長代理（欠席）、白木委員（欠席）、村上委員（欠席）

4 配付資料

- 資料1 石油コンビナート等防災体制検討会委員名簿
- 資料2-1 石油コンビナート等防災本部の体制について
- 資料2-2 石油コンビナート等防災本部に求められる業務について
- 資料2-3 石油コンビナート等防災本部の充実強化について
- 資料3-1 自衛防災組織等のための防災活動の手引の改正イメージ
- 資料3-2 自衛防災組織等のための防災活動の手引き 目次（案）
- 資料3-3 自衛防災組織等のための防災活動の手引き改正案の概要
- 資料3-4 現地調査予定（案）
- 資料4 検討の進め方及びスケジュールについて
- 資料5 第1回議事概要（案）

- 参考資料1 石油コンビナート等災害防止法の枠組み（概要）
- 参考資料2 災害情報伝達方法の考え方
- 参考資料3 岩国大竹地区の石油コンビナート等防災計画（現地連絡室）
- 参考資料4 兵庫県石油コンビナート等防災計画（情報提供）
- 参考資料5 石油コンビナート等特別防災区域における防災訓練時の事故防止の徹底について（平成25年10月28日消防特第204号通知）

5 議事

議事概要は以下のとおり。

(1) 第1回議事要旨の確認について

第1回議事要旨について、確認され、了承された。

(2) 石油コンビナート等防災本部について

資料2-1及び2-2により事務局から説明が行われた。

【座長】 沖縄県の事故事例について、消防庁又は県においては、報告書等は作成しているか。また、この事故事例について、時系列は作成されているか。

→【事務局】 県においては報告書を作成しているかどうかはわからない。消防庁においては、浮き屋根の沈降についての原因調査は実施している。

また、事故の時系列については、消防庁ホームページにおいて、即報によって公表している。

【座長】 山口県、千葉県及び沖縄県のような事故事例は、石油コンビナート等特別防災区域を管轄している他の道府県で必ずとも経験できる訳ではないので、事故対応をスムーズに進めるためにも、時系列を公表し、参考にするほうがよい。

→【事務局】 自衛防災活動等の手引きの見直しも現在進めているので、このような事故事例を教訓にして使っていくつもりである。時系列等も同手引きに掲載していきたい。

【委員】 千葉県の事故事例の時系列等については、平成24年度石油コンビナート等防災体制検討会の資料として、提出している。

→【事務局】 千葉県の事故事例の時系列等の資料は、当該検討会の消防庁ホームページに掲載されている。

【座長】 山口県の事故事例についても、関係者の証言や防災本部の組織がどのような活動についても詳細に記載して欲しい。

→【事務局】 山口県の事故事例については、消防庁長官調査が終了し、爆発等のメカニズム等については結論が出ている。防災本部の組織等の動きについても、整理する。

【委員】 防災本部の体制の動きと事故を照らし合わせて記載すると今後の取り組みに役立つ。

【委員】 近隣都道府県の防災本部の連絡体制については、今まであまり議論されていなかったと思うので、整理して確認したい。

【委員】 県を越えた情報共有についても、今後防災計画の修正時に検討する予定である。

→【事務局】 近隣都道府県の防災本部の連絡体制についても、検討会の報告書に盛り込んでいく。

【座長】 防災本部間の連絡体制については、法令上どうなっているのか。

→【事務局】 石油コンビナート等防災本部の任務として、関係行政機関の間の連絡調整

について、明記されている。

資料 2-3 により、事務局から説明が行われた。

【委員】 連携責任者、消防技術説明者等の情報共有の制度を実施している地方公共団体があるが、事業者は各都道府県に事業所を所有していることから、用語の統一をして頂きたい。

【座長】 資料 2-3 の石油コンビナート等防災本部の充実強化については、どのようなかたちで、報告するのか。

→【事務局】 検討会の報告書として、公表する予定であり、また、報告書をまとめたものを通知として発出する予定である。情報提供関係については、石油コンビナート等災害防止法第 24 条の 2 に記載されており、兵庫県では石油コンビナート等防災計画に記載しましたが、事業者の防災規程に記載するようにしたいと考えている。省令に規定している防災規程の定めなければならない項目の一つに加えたいと考えており、また、情報提供制度の用語も運用通知の中で統一を図る。

【委員】 大容量泡放射システムの輸送距離や輸送時の警察等の伴走も検討していくのか。

→【事務局】 導入時の検討会において、輸送時間や伴走について検討しており、現在も基本的な考え方は変わっていない。防災本部のメンバーに警察も含まれており、震災等の交通規制等は関係機関の連携によって、スムーズにできると考えている。

【座長】 大震災時にタンク火災等が発生した場合、緊急消防援助隊等の応援部隊が到着するまでの間の火災のコントロールについて、留意事項も記載しておくことも必要ではないか。

→【事務局】 タンク火災が発生した場合の応援が到着するまでの間の火災のコントロール方法や必要資機材の整備についての留意事項を記載します。

【委員】 神奈川県では、今年度初動対応マニュアルを作成し、また関係行政機関及び事業者が一体となって、図上訓練を実施した。図上訓練により、初動対応の役割が確認できた。

【委員】 千葉県では、大容量泡放射システムの搬送時は、警察車両の伴走はもとより、消防車両の伴走を依頼しているところである。大震災時は、一般地区の状態が不明であるので、警察車両及び消防車両が配備事業所まで到着できない可能性もある。到着できない場合の火災のコントロールについて、検討しているところである。

(3) 自衛防災組織等のための防災活動の手引について

資料 3-1、3-2、3-3 及び 3-4 により、事務局（委託先業者）から説明が行われ

た。

【委員】 自衛防災組織等のための防災活動の手引（以下「手引き」という。）の項目に情報公開の項目を追加して欲しい。近隣住民には、マスコミ等を通じた情報が一番早く情報が早く伝わり、また一般的にマスコミは事業者にお問い合わせがあるので、プレス対応について記載して欲しい。

→【事務局】 委託業者の研修の一つにそのような研修もあるので、それを取り入れるのも一つである。

→【委員（委託先業者）】 あくまでも手引きは防災活動の手引きであることから、情報公開の項目を入れると、幅が広がりすぎるので、防災活動に特化するべきではないか。また、防災管理者及び副防災管理者の研修の一環で、緊急記者会見用のプレス対応についても研修を取り入れている。

→【事務局】 自衛防災組織だけでは、マネジメントできないことがあるので、幅広く連携やプレス対応等も含めて検討する必要があると思う。

→【委員】 コンビナート災害の場合では、事業所から住民広報の必要性が発生する場合もある。通常のコンビナート災害で連絡ができないということは、大きなコンビナート災害に発展した場合もできないと思われる。よって、事業所から直接住民にしっかりとした連絡体制の構築も必要ではないかと思う。

→【座長】 自衛防災組織は、災害現場だけで防災活動することだけではなく、それも含めて企業のオペレーションであるので、オペレーションの一つとして広報や情報共有もあると思うので、手引きに記載してはいかがか。

→【事務局】 情報公開、情報共有を含めて、手引きを作成したいと思う。

→【委員】 行政機関の対応が違う場合があると、事業所の対応が難しいことも考えられるので、できるだけ統一した体制を構築して欲しい。

また近隣事業者へ連絡体制についても、手引きに記載して頂きたい。

資料3-3にある災害事例に情報公開及び情報共有の奏功事例を記載して頂きたい。

→【事務局】 情報公開等については石油コンビナート等防災本部の機能と同様であるので、取り込めるものは取り込んでいく。

【委員】 公設消防隊、エネルギー産業基盤即応部隊、自衛防災消防隊、共同防災消防隊との相関関係を手引きの中に記載して欲しい。

→【事務局】 エネルギー産業基盤即応部隊については、来年度創設する予定であるが、手引きの中に記載することは難しい。同部隊は緊急消防援助隊の一つになる予定であるが、まだ具体的なことは言えない段階である。

【委員】 手引きの対象としているのは、自衛防災組織の指揮隊、消防隊等、どのような防災要員を対象と作成するのか。

→【事務局】 手引きは、昭和58年、59年に作成した手引きを再編集することを目的

としている。また部隊別の活動を明確にするために注釈をいれるように作成していく。

【座長】 東日本大震災の経験を踏まえて、応援隊の到着が遅れる場合、長期間の災害活動にわたる場合等の自衛防災組織の活動の視点を加えて書く必要がある。

→【事務局】 同時多発の災害、広域的な災害、複合災害などノウハウやリスクアセスメントを活用した形で、手引きの中で明確して作成したい。

(3) 検討の進め方及び検討スケジュールについて

資料4により事務局から説明が行われた。

以上